

狩猟入林者の注意事項

狩猟入林者は、事前に入林禁止区域の確認を行うとともに、下記事項を厳守してください。

- 1 入林の際は、必ず入林承認証を所持してください。(車両にはコピーを掲示)
なお、所持されていない場合は、無断入林とみなし下山させることがありますので、十分注意して下さい。
- 2 国有林内での「野営」及び「たき火」は絶対にしないでください。
- 3 「空薬きょう」及び食事後の「ゴミ」等は必ず持ち帰ってください。
- 4 立木や標識類を的にした発砲、道路等(林道・作業道・歩道)沿線・送電線付近・北電及び山荘(登山者多数)施設付近での発砲は絶対にしないでください。
- 5 当署では、事業の都合により入林制限区域外でも急な業務により急遽入林する場合がありますので、必ず周囲の確認を行って下さい。(作業中や発砲禁止等の看板が設置された付近では発砲禁止)
- 6 日曜・年末年始(12月29日～1月3日)については入林禁止区域でも可猟となります。ただし、えりも町については全面禁猟としますのでご留意願います。
- 7 猟場で獲物を解体するときは、川縁や道路を避けるとともに、残骸は林内に放置することなく必ず持ち帰り、ゴミ処理場等で処分してください。
- 8 下記事項を遵守しない入林者については、入林承認を取消すので注意してください。
 - (1)鳥獣保護及び狩猟に関する法律に違反した者
 - (2)森林管理署職員の指示に従わない者
 - (3)入林禁止区域内への立入り及び発砲した者
 - (4)林道沿線で発砲した者
 - (5)スノーモービル(雪上車を含む)により国有林内に入林した者
 - (6)狩猟入林者の注意事項を守らない者
- 9 事故等があった場合は、速やかに警察署及び森林管理署(0146-42-1615)または最寄りの森林事務所に連絡してください。

林道等通行上の注意事項

車両による入林者は、下記事項を厳守してください。

1 スピード注意

林道の制限速度は 30km/h です。崩土・落石・決壊・倒木等様々な危険があるため、いつでも止まれる速度で走行して下さい。また、路肩は大変もろいので走行は避けて下さい。

2 ライト点灯走行

走行時は日中でもライトを点灯し、対向車に注意して下さい。

3 カーブでの徐行

カーブでは徐行し、クラクションを鳴らすなど特に注意して走行して下さい。

4 駐車禁止

材木を積んだ運材車・重機等が通行するため、道路上は駐車禁止です。通行を妨げないよう大きな待避所・車回し等に駐車して下さい。

5 通行止め林道への進入禁止

許可されていない林道等には車両を乗り入れないで下さい。また特に、ゲートに通行止めの表示のある林道や緑色のダイヤル錠以外の林道、除雪を行っていない林道等は非常に危険です。絶対に車両を乗り入れないで下さい。

6 ゲートの施錠

国有林を出入りする際は、ゲートの施錠を必ず行うようにして下さい。

※林道ゲートダイヤル錠番号

9	1	9	4
---	---	---	---

 (緑色のダイヤル錠に限る)

7 悪天候に注意

悪天候時には、落石・決壊等により林道が通行できなくなる可能性がありますので、入林を控えて下さい。

*****その他注意事項*****

8 破損は犯罪

ゲートや鍵、看板など施設物を破損すると法律により罰せられます。

9 保安林

国有林のほぼ全域が保安林に指定されています。

保安林内では、樹木を傷つける・地面を掘る・盛る等の行為は法律により罰せられます。

また、高山植物や林産物を窃取すると法律により罰せられます。